

【基本方針3 財政運営】

収支のバランスがとれた持続可能な財政マネジメントの強化

		項目番号	23
		取組分類	重点実施項目
実施項目名	未収金の解消	所管課	財政課 関係各課
主な課題	「住民負担の公平性」と「財源の確保」の観点から、未収金の徴収対策と発生の未然防止の取組を、より一層推進する必要があります。		
取組内容	貸付金、使用料等に係る未収金の解消に向け、数値目標を設定して徴収対策を強化するとともに、発生の未然防止に係る取組を強化します。 県方針、標準マニュアル及び個別マニュアルに基づいた適切な債権管理を推進し、未収金の解消に向けた取組を強化します。		
取組効果	歳入の確保により住民負担の公平性が図られるとともに、適切な債権管理の推進により、県民等への行政サービスに係る財源の確保につながります。		
行政運営の変化 (県民の目線)	未収金の解消により、21世紀ビジョンの実現に必要な事業の財源に充てることが可能となり、県民等への行政サービスの「質」の向上につながります。		

■年度ごとの具体的な取組

取組項目	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	達成目標
1 未収債権ごとの数値目標の設定及び解消策の実行	未収債権ごとの数値目標の設定	【対象となる債権】 平成28年度末の収入未済額が概ね1億円以上の債権 1 生活保護費返還金 2 児童扶養手当返還金 3 母子父子寡婦福祉資金貸付金 4 農業改良資金貸付金 5 小規模企業者等設備導入資金貸付金 6 県営住宅使用料 7 損害賠償金(県営住宅) ※県税の未収金については、「県税収入の確保」において取り組む。				未収金解消による歳入の確保
		解消策の実行				
	活動指標	-	別表の各個票で設定			
2 適切な債権管理の推進		調査及びヒアリングの実施、債権放棄議案提出				未収金解消による歳入の確保
		未収金の実態を踏まえ、債権管理条例を制定				
	活動指標	調査 年1回 ヒアリング 年1回				

■成果指標

成果指標名	基準値	年度ごとの目標値			
		2018(H30)	2019(H31)	2020(H32)	2021(H33)
1 上記7債権の収入未済額	5,146,938千円 (H28実績)	4,659,853千円	4,369,338千円	4,117,209千円	3,872,183千円

【参考】これまでの主な取組

平成27年8月に沖縄県における今後の債権管理に関する方針を策定した。 平成28年9月から平成29年3月にかけて標準マニュアルの策定及び個別マニュアルを改訂した。

未収金の解消

個票番号: 1

債権ごとの数値目標等

未収金債権名	生活保護費返還金	所管課	福祉政策課
債権の概要	生活保護制度では収入に変動があった場合に届出の義務を課しているが、届出がない場合等保護費が過大に支給されるため、その返還決定に伴う債権		

1 未収金解消に向けた今後の数値目標

(単位: 千円)

年度		H29末	H30末	H31末	H32末	H33末	H29とH33の比較
合計	残高目標額	121,198	118,895	115,835	112,194	108,107	—
	前年度比増減額	—	▲ 2,303	▲ 3,060	▲ 3,641	▲ 4,087	▲ 13,091
	増減率(%)	—	▲ 1.9%	▲ 2.6%	▲ 3.1%	▲ 3.6%	▲ 10.8%
現年度分	残高目標額	27,114	25,823	24,532	23,241	21,950	—
	前年度比増減額	—	▲ 1,291	▲ 1,291	▲ 1,291	▲ 1,291	▲ 5,164
	増減率(%)	—	▲ 4.8%	▲ 5.0%	▲ 5.3%	▲ 5.6%	▲ 19.0%
過年度分	残高目標額	94,084	93,072	91,303	88,953	86,157	—
	前年度比増減額	—	▲ 1,012	▲ 1,769	▲ 2,350	▲ 2,796	▲ 7,927
	増減率(%)	—	▲ 1.1%	▲ 1.9%	▲ 2.6%	▲ 3.1%	▲ 8.4%

(参考)

うち時効到来債権残高	12,683	11,415	10,274	9,247	8,322	▲ 4,361
------------	--------	--------	--------	-------	-------	---------

※時効到来債権とは、時効期間経過前に督促や催告を行うなど履行の請求に努めたものの、時効期間が経過したものの、(時効期間: 地方自治法第236条第1項 5年) (時効到来債権と時効未到来債権が混在している債務者分を除く)

2 目標設定の考え方

【現年度分】

生活保護費返還金は生活保護費を支給する過程で発生するものであり、個々のケースの状況によって金額も異なることから、平成29年度以降の調定額を平成25年度から平成28年度の平均額(129,117千円)を見込み、収納率は、平成28年度の収納率74%を踏まえ、平成29年度末は債務者への個々の対応(督促・家庭訪問・電話等)を集中的に実施することとして5%増の79%に設定し、それ以降の各年度は福祉事務所の取組体制を踏まえ1%アップ(H30:80%、H31:81%、H32:82%、H33:83%)を目標とした。

【過年度分】

生活保護費返還金はその多くが生活に困窮している者への債権で収納が困難なことから、過年度分については、平成29年度末の収納率目標値を10%に設定し、以後据え置きとした。

【時効到来分】

生活保護費返還金の未収金は、個々の状況に応じて履行延期を設定し、福祉事務所にて訪問、事務所面談、電話等により時効到来前の回収に取り組んでいるが、特に過年度に発生したものについて、保護受給中又は保護を脱却した後も生活に困窮し返済が滞る場合が多いことや、相続人の所在不明等により督促・催告等ができない等、回収が困難な状況である。

また、時効が近づいているものについては、財産調査を行った上で履行延期処分等の処理方針を決定し、適切に債権管理に努め、すでに時効が到来しているものについては、各福祉事務所において速やかに不納欠損処理を行うこととして、各年度、前年度増減率▲10%を目標として未収金の解消に取り組んでいく。

3 未収金解消に向けた具体的な対応策等

【返還金を発生させないための取組】

返還金発生未然防止として、被保護者に対し、収入等があった場合の届出義務の周知、訪問活動による就労や支援の有無等の実態把握を徹底する。

【未収金を発生させないための取組】

徴収の取組として、「生活保護費等返還金債権管理マニュアル」に基づき、債務者に対しての督促状の送付、電話・訪問での催告を強化する。分割納付や履行延期等、個々の滞納者に合わせた履行計画の策定や見直しを行い、未収金の回収に努める。

未収金の解消

個票番号:2

債権ごとの数値目標等

未収金債権名	児童扶養手当返還金	所管課	青少年・子ども家庭課
債権の概要	受給者が婚姻したり、公的年金を受給したため、児童扶養手当の受給資格がなくなったにもかかわらず届出がない、若しくは届出が遅れたため発生した過払いについての返還金		

1 未収金解消に向けた今後の数値目標

(単位:千円)

年度		H29末	H30末	H31末	H32末	H33末	H29とH33の比較
合計	残高目標額	46,157	44,905	44,216	44,154	44,000	—
	前年度比増減額	—	▲ 1,252	▲ 689	▲ 62	▲ 154	▲ 2,157
	増減率(%)	—	▲2.7%	▲1.5%	▲0.1%	▲0.3%	▲4.7%
現年度分	残高目標額	4,234	4,234	4,234	4,234	4,234	—
	前年度比増減額	—	0	0	0	0	0
	増減率(%)	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
過年度分	残高目標額	41,923	40,671	39,982	39,920	39,766	—
	前年度比増減額	—	▲ 1,252	▲ 689	▲ 62	▲ 154	▲ 2,157
	増減率(%)	—	▲3.0%	▲1.7%	▲0.2%	▲0.4%	▲5.1%

(参考)

うち時効到来債権残高	30,550	27,390	23,869	21,949	20,986	▲ 9,564
------------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

※時効到来債権とは、時効期間経過前に督促や催告を行うなど履行の請求に努めたものの、時効期間が経過したもの。
(時効期間:地方自治法第236条第1項 5年)

2 目標設定の考え方

【現年度分】

調定額・収納額とも個々のケースの状況によって異なり、年度ごとの額を見込むことが難しいため、調定額・収納額を直近3年(H27～H29)の平均値程度に設定した上で、目標残高(収納率60%)を算出し、平成29年度～平成33年度各期間の値とした。
なお、平成26年12月から児童扶養手当と公的年金との併給が可能になり、公的年金受給の可能性がある受給者には年金の申請を指導するようになった。その結果、遡りで公的年金が支給され、手当の過払いが生じるケースが増えており、平成26年度以降調定額は増額傾向にある。今後しばらくの間は、年金併給が関係する調定額が増えることが見込まれるが、町村と連携を図り、未収金を増やさないよう努める。

【過年度分】

債権回収に努めながら、時効が到来した債権は計画的に不納欠損処理を進める。
債権回収については、平成29年度以降の目標徴収率を1%(H27～H28の平均徴収率は0.28%)とし残高目標額を算定。

【時効到来分】

児童扶養手当返還金は、滞納があった時点で督促状を送付し、返納金の納付がない場合には、町村役場に対する居住実態や所得状況等の照会、債務者に対する訪問や電話による聞取り等で、債務者の生活状況を調査している。生活が厳しいようであれば状況に応じた返還方法を案内する等し、債務承認を得て、時効の中断に努めている。しかし、本件債務者は資力が弱い者が多く、回収困難な状況に陥りやすい。

また、時効が近づいているものについては、督促、催告及び財産調査を行ってもなお履行されない場合には、債務者の履行意思の有無を判断するとともに、財産の換価価値を判定した結果に基づき、処理方針を決定し、適切な債権管理に努め、すでに時効が到来しているものについては、前年度までに時効が到来した債権残高の18%を目標に不納欠損処理に取り組む(H27～H28の平均値は9.3%)。計画最終年度にあたる平成33年度は、取組をさらに強化し、時効到来債権残高の20%を不納欠損処理する予定。

3 未収金解消に向けた具体的な対応策等

【返還金を発生させないための取組】

- ① 「児童扶養手当のしおり」等で、公的年金が遡って支給された場合には、年金と児童扶養手当が重複する期間分については、返還金が生じることを周知する。
- ② 町村と連携し、7月、12月、4月の定期払い前には、受給者の異動状況を確認する。
- ③ 年金事務所に対し、受給者の年金受給状況を照会する。

【未収金を発生させないための取組】(「児童扶養手当返還金債権管理マニュアル」(平成29年3月改訂)に基づく取組)

- ① 納入期限までに納入がなかった債務者に対し、督促状を发出する。
- ② 一括納付が困難な債務者に対し、分割納付を促す。
- ③ 電話や訪問により債務者に接触し、返還を促す。
- ④ 時効が完成している債権について、関係書類を整理し、不納欠損処理を行う。

未収金の解消

個票番号:3

債権ごとの数値目標等

未収金債権名	母子父子寡婦福祉資金貸付金	所管課	青少年・子ども家庭課
債権の概要	母子及び父子並びに寡婦に対する修学資金や就学支度資金等の貸付金が償還されず発生した未収金		

1 未収金解消に向けた今後の数値目標

(単位:千円)

年度		H29末	H30末	H31末	H32末	H33末	H29とH33の比較
合計	残高目標額	115,123	106,799	99,994	94,516	90,205	—
	前年度比増減額	—	▲ 8,324	▲ 6,805	▲ 5,478	▲ 4,311	▲ 24,918
	増減率(%)	—	▲7.2%	▲6.4%	▲5.5%	▲4.6%	▲21.6%
現年度分	残高目標額	10,139	10,367	10,634	10,940	11,287	—
	前年度比増減額	—	228	267	306	347	1,148
	増減率(%)	—	2.2%	2.6%	2.9%	3.2%	11.3%
過年度分	残高目標額	104,984	96,432	89,360	83,576	78,918	—
	前年度比増減額	—	▲ 8,552	▲ 7,072	▲ 5,784	▲ 4,658	▲ 26,066
	増減率(%)	—	▲8.1%	▲7.3%	▲6.5%	▲5.6%	▲24.8%

(参考)

うち時効到来債権残高	17,891	17,146	16,400	15,655	14,910	▲ 2,981
------------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

※時効到来債権とは、時効期間経過前に督促や催告を行うなど履行の請求に努めたものの、民法第167条第1項又は商法第522条の時効期間が経過した債権である(時効到来債権と時効未到来債権が混在している債務者分を除く)。
(時効期間:民法第167条第1項 10年、商法第522条 5年)

2 目標設定の考え方

【現年度分】

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、平成27年度から貸付金額が大きく伸びた影響で調定額が増えるため、回収率を過去5年間の平均(88.6%)とすると、残高目標額は対前年比2.2%~3.2%の増となる見込み。

【過年度分】

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、元々経済力の弱い者への貸付を前提としている貸付金であり、回収が困難であることから、回収率を過去5年の平均(15.1%)とすると、残高目標額は対前年比5.6%~8.1%の減となる見込み。

【時効到来分】

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、元々経済力の弱い者への貸付を前提としている貸付金であり、償還が滞りやすい債権である。そのため、強制執行等の強い対応も難しく、債務者への支援を行いつつ償還に繋げるよう努めているが、償還に時間を要するため回収が困難な状況である。

今後は、督促及び財産調査を行ってもなお履行されない場合には、債務者の履行意思の有無を判断するとともに、財産の換価価値を判定した結果に基づき、処理方針を決定し、適切な債権管理に努めながら、各年度平成28年度実績額(1,384千円)と同程度の不納欠損に取り組んでいく。

3 未収金解消に向けた具体的な対応策等

平成29年3月に改訂した「沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル」に基づき、次のとおり適正な債権管理の取組を推進する。

- ① 現年度分については、滞納期間の早いうちに連帯保証人と接触することや、事務所へ3者(借受人、連帯借受人、連帯保証人)に来所していただき、催告や償還に対する意識付けの強化を図ることにより滞納の長期化を防ぐ。
- ② 過年度分の徴収困難事案について、民間債権回収会社の活用により回収を図る。
- ③ 督促月間は年2回以上実施する。
- ④ 時効到来債権について整理し不納欠損処理を行う。
- ⑤ 時効援用等の取得が難しい債権等については債権放棄を検討し整理を進める。

未収金の解消

個票番号:4

債権ごとの数値目標等

未収金債権名	農業改良資金貸付金	所管課	農政経済課
債権の概要	新たな農業経営等にチャレンジする農業者に対する資金の無利子貸付		

1 未収金解消に向けた今後の数値目標

(単位:千円)

年度		H29末	H30末	H31末	H32末	H33末	H29とH33の比較
合計	残高目標額	349,014	329,830	312,674	297,332	283,619	—
	前年度比増減額	—	▲ 19,184	▲ 17,156	▲ 15,342	▲ 13,713	▲ 65,395
	増減率(%)	—	▲5.5%	▲5.2%	▲4.9%	▲4.6%	▲18.7%
現年度分	残高目標額	0	0	0	0	0	—
	前年度比増減額	—	0	0	0	0	0
	増減率(%)	—	—	—	—	—	—
過年度分	残高目標額	349,014	329,830	312,674	297,332	283,619	—
	前年度比増減額	—	▲ 19,184	▲ 17,156	▲ 15,342	▲ 13,713	▲ 65,395
	増減率(%)	—	▲5.5%	▲5.2%	▲4.9%	▲4.6%	▲18.7%

(参考)

うち時効到来債権残高	44,530	44,174	43,820	43,470	43,122	▲ 1,408
------------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

※時効到来債権とは、時効期間経過前に督促や催告を行うなど履行の請求に努めたものの、時効期間が経過したもの。
(時効期間:民法第167条第1項 10年)

2 目標設定の考え方

【現年度分】

現時点において新たな収入未済が発生する可能性が低いことから、残高目標額を0とする。

【過年度分】

債務者の高齢化や離農等により、回収が年々困難な状況となることから、過去3年間の徴収率(5.7%)及び徴収率の平均増減(▲0.3ポイント)を加味し、対前年増減率が0.3ポイントずつ減少していくこととして、残高目標額を設定した。

【時効到来分】

引き続き回収に努めることとするが、回収不能債権については、条件が整い次第、法的手続又は債権放棄を行い不納欠損処理する。

残高目標額については、前年度増減▲0.8%(過去5年間の平均不納欠損率)を目標として、未収金残高を圧縮する。

3 未収金解消に向けた具体的な対応策等

平成29年3月に策定した「沖縄県農業改良資金管理マニュアル」に基づき、適正な債権管理に取り組むため、以下の取組を行っていく。

- 借受者本人のみならず連帯保証人に対しても面談・督促を行い、債務者の実情を把握して分割返済等を促す。
- 県の督促にも誠意を示さないケースについては、誠実に返済に応じている債務者との公平性を確保するため、債権回収に豊富な知識と経験を有する債権回収会社に回収を委託し、県・民間委託の両輪で回収を強化していく。
- 民間委託を行った中で、返済余力がありながら返済に応じない債務者に対しては、費用対効果を検討し、効果が大きいと判断されるケースについては法的措置を検討する。
- やむを得ず不納欠損せざるを得なくなったケースについては速やかに処理を行い、実行ある債権回収となるよう取り組んでいく。

未収金の解消

個票番号:5

債権ごとの数値目標等

未収金債権名	小規模企業者等設備導入資金貸付金	所管課	中小企業支援課
債権の概要	①高度化資金元利収入 中小企業者等への貸付金元利収入 ②設備資金元利収入 小規模企業者等への貸付金元利収入		

1 未収金解消に向けた今後の数値目標

(単位:千円)

年度		H29末	H30末	H31末	H32末	H33末	H29とH33の比較
合計	残高目標額	3,539,817	3,400,550	3,250,009	3,100,002	2,949,761	—
	前年度比増減額	—	▲ 139,267	▲ 150,541	▲ 150,007	▲ 150,241	▲ 590,056
	増減率(%)	—	▲3.9%	▲4.4%	▲4.6%	▲4.8%	▲16.7%
現年度分	残高目標額	0	0	0	0	0	—
	前年度比増減額	—	0	0	0	0	0
	増減率(%)	—	—	—	—	—	—
過年度分	残高目標額	3,539,817	3,400,550	3,250,009	3,100,002	2,949,761	—
	前年度比増減額	—	▲ 139,267	▲ 150,541	▲ 150,007	▲ 150,241	▲ 590,056
	増減率(%)	—	▲3.9%	▲4.4%	▲4.6%	▲4.8%	▲16.7%

(参考)

うち時効到来債権残高	12,922	12,922	12,922	12,922	12,922	0
------------	--------	--------	--------	--------	--------	---

※時効到来債権とは、時効期間経過前に督促や催告を行うなど履行の請求に努めたものの、時効期間が経過したもの。
(時効期間:商法第522条 5年)

2 目標設定の考え方

【現年度分(正常償還先)】

現時点において新たな収入未済が発生する可能性が低いことから、残高目標額を0としている。

【過年度分】

延滞先から今後数年間程度の返済計画書を徴求しており、それに基づいた未収金残高の目標を設定した。

【時効到来分】

現在残高がある時効到来債権は、昭和40年代後半の貸付がほとんどで、個人事業者は代表者死亡、法人は法人登記が残っているものの実質廃業状態等で、主債務者の意思確認ができず、当該債権を消滅させるには、議会の議決を経たうえで債権放棄を行うしかないが、議案提出に際して、相続人の相続放棄確認書類や時効援用申立書の関係書類を収集し、債権放棄以外に取り得る手段がないことを明確にしておく必要があり、相続人の特定や居住先の確認、相続放棄の有無、時効の援用の意思確認にはかなりの時間を要することから、今後の数値目標は、期間中据置としている。

主債務者法人の未清算又は主債務者の死亡により、主債務の意思表示を確認できない貸付先においては、引き続き必要な調査を行い、条件が整い次第債権放棄又は不納欠損処理を行う。

今後も新たな時効到来債権の発生防止に引き続き努める。

※条件が整ったため直近で平成24年度5件33,321千円、平成25年度11件474,220千円について不納欠損、平成26年度4件2,545,972千円、平成28年度1件5,000千円について債権放棄を行っている。

3 未収金解消に向けた具体的な対応策等

【営業中である延滞貸付先】(高度化資金)

- ① 事業者の決算書等を参考に、返済額増額の交渉等を検討する。また必要に応じて経営診断を実施し、経営改善等を着実に推進させることで返済額増額につなげる。
- ② 「債権管理マニュアル(中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金)」(平成29年2月策定)に基づき、個々の貸付先に応じた債権管理を行う。

【破綻先・回収困難先等】(高度化資金・設備近代化資金)

- ① 主債務者及び連帯保証人からの分割納付による回収。
- ② 回収困難先については、引き続き民間債権回収会社へ債権回収業務を委託し回収強化を図る。
- ③ 返済にあたり誠意が見られない貸付先については抵当権行使等、裁判所手続きによる回収の検討。
- ④ 無資産、生活困難等回収不能債権については、履行延期特約等、法的手段について検討する。

未収金の解消

個票番号:6

債権ごとの数値目標等

未収金債権名	県営住宅使用料	所管課	住宅課
債権の概要	県営住宅の使用料		

1 未収金解消に向けた今後の数値目標

(単位:千円)

年度		H29末	H30末	H31末	H32末	H33末	H29とH33の比較
合計	残高目標額	683,214	617,783	546,610	469,011	396,491	—
	前年度比増減額	—	▲ 65,431	▲ 71,173	▲ 77,599	▲ 72,520	▲ 286,723
	増減率(%)	—	▲9.6%	▲11.5%	▲14.2%	▲15.5%	▲42.0%
現年度分	残高目標額	99,143	89,229	79,315	69,400	64,443	—
	前年度比増減額	—	▲ 9,914	▲ 9,914	▲ 9,915	▲ 4,957	▲ 34,700
	増減率(%)	—	▲10.0%	▲11.1%	▲12.5%	▲7.1%	▲35.0%
過年度分	残高目標額	584,071	528,554	467,295	399,611	332,048	—
	前年度比増減額	—	▲ 55,517	▲ 61,259	▲ 67,684	▲ 67,563	▲ 252,023
	増減率(%)	—	▲9.5%	▲11.6%	▲14.5%	▲16.9%	▲43.1%

(参考)

うち時効到来債権残高	461,723	436,701	401,443	364,664	326,009	▲ 135,714
------------	---------	---------	---------	---------	---------	-----------

※時効到来債権とは、時効期間経過前に督促や催告を行うなど履行の請求に努めたものの、時効期間が経過したものの。
(時効期間:民法169条 5年)

2 目標設定の考え方

【現年度分】

本県の平成28年度収納率が97.5%であることを踏まえ、平成33年度までに収納率を平成28年度全国平均の98.7%とすることを目指し、未収金を縮減する。

【過年度分】

現年度分の収納率向上により、過年度となる未収金額を29,743千円減少させることと合わせて、適切な債権管理を実施することとし、資力がある者への催告等の強化や、回収が極めて困難である債権の不納欠損処理等を行い、220,000千円の徴収若しくは不納欠損処理を行う。

【時効到来分】

県営住宅使用料は、過年度分の滞納者が所在不明であることが多く、所在が判明しても資力が低い者が多いため、回収が困難な状況である。

今後の対応としては、平成29年度末時点時効到来債権461,723千円から154,800千円を不納欠損処理するとともに、平成25年度から平成28年度に発生した未収金248,072千円について、回収に努めて時効が到来するまでに19,086千円まで縮減することを目標とし、平成33年度末時点の時効到来債権残高を326,009千円とする。

3 未収金解消に向けた具体的な対応策等

【継続して実施する取組】

- ① 入居者に対する家賃早期納入及び滞納防止の意識啓発の取組
- ② 長期・高額滞納者(滞納6ヶ月以上又は20万円以上)に対する法的措置の対応
- ③ 債権回収会社へ集金代行業務の委託
- ④ 債務者の状況把握、不納欠損処理を含めた適正な債権管理

【新たに実施する取組】

- ① 研修等を通じた職員のスキルアップ
- ② 指定管理者への債務者対応に関する講座の実施
- ③ 弁護士等への「退去滞納者に係る所在調査及び生活状況の確認業務等」の委託
- ④ 平成31年度に行う指定管理者選定に合わせた「指定管理業務のあり方」を含む抜本的見直し

未収金の解消

個票番号:7

債権ごとの数値目標等

未収金債権名	損害賠償金(県営住宅)	所管課	住宅課
債権の概要	県営住宅の入居契約を解除された者が住宅を明け渡さない場合に、契約解除の翌日から住宅を明け渡す日までの間で発生する債権		

1 未収金解消に向けた今後の数値目標

(単位:千円)

年度		H29末	H30末	H31末	H32末	H33末	H29とH33の比較
合計	残高目標額	60,537	41,091	0	—	—	—
	前年度比増減額	—	▲ 19,446	▲ 41,091	—	—	▲ 60,537
	増減率(%)	—	▲ 32.1%	▲ 100.0%	—	—	▲ 100.0%
現年度分	残高目標額	0	0	0	0	0	—
	前年度比増減額	—	0	0	0	0	0
	増減率(%)	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
過年度分	残高目標額	60,537	41,091	0	—	—	—
	前年度比増減額	—	▲ 19,446	▲ 41,091	—	—	▲ 60,537
	増減率(%)	—	▲ 32.1%	▲ 100.0%	—	—	▲ 100.0%

(参考)

うち時効到来債権残高	60,537	41,091	—	—	—	—
------------	--------	--------	---	---	---	---

※時効到来債権とは、判決の確定後、時効到来前に債務者への履行の請求に努めたものの、時効が経過したもの。

(時効期間:民法第174条の2 10年)

2 目標設定の考え方

当該債権は全てが10年以上前の債権で、その債務者は、無資力により県営住宅使用料の支払が困難となって入居契約の解除に至っており、そのため、同時に住宅使用料の債務も抱えている。これら債務者からの回収があった場合、県営住宅使用料を優先することとしており、損害賠償金の回収は極めて困難であるため、回収不能と判断される債権については、不納欠損処理を進めることにより、適切な債権管理を実施したい。

併せて、個々の債務者に係る債権額を整理し、適正な債権管理の徹底を図りたい。

【現年度分】

県営住宅の入居者であった当該債務者は、無資力などの低所得者であり、県としてはこれらの債務者に対し、県営住宅使用料の長期滞納による入居契約の解除から、提訴を経て明け渡しに至るまでに転居先を確保するなどの配慮を行っている。

このように慎重な取扱を期す必要があり、当該賠償金の債権額を年度内に確定できないことから、残高目標額を「0」とする。

【過年度分・時効到来分】

当該債務者の状況把握に努めたものの、債務者の死亡または所在不明等により回収が極めて困難と判断される債権について、不納欠損処理する。

残高目標額については、平成30年度末までに19,446千円(平成10年度調定分14件)、平成31年度末までに41,091千円(平成11年度調定分32件)とする。

また、未調定の債権については、債務者の不法占有期間が不明確な債権を洗い出し、処理方針を見直した上で適切な債権管理を行う。

3 未収金解消に向けた具体的な対応策等

- ① 債務者の状況把握に努めるとともに、回収が極めて困難であると判断される債権を洗い出した上で不納欠損処理を行う。
- ② 主債務者または連帯保証人の所在が確認出来た場合は、未納分住宅使用料と併せて催告を再開する。